第二十八条第一項の介護時間の休暇簿	勤務時間法第二十条の二第一項に規定する一の継続する状態につき介護時間を取得した日から連続する三年の期間の末日（同日が到来する前に当該介護時間に係る要件に該当しないこととなった場合にあっては、その該当しなくなった日）の翌日	三年
第二十九条第一項の通知の文書等の写し	通知した日	三年
第三十二条の承認に関する文書等	承認に係る定めによらなくなった日	三年
第九条第二項の通知の文書等の写し	通知した日	一年
規則一五―一四―四〇（人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則）附則第二条の協議に関する文書等	協議に係る勤務時間の割振りの基準によらなくなった日	三年
九～二十　（略）		
備考		
一～三　（略）		

第二十八条第一項の介護時間の休暇簿	勤務時間法第二十条の二第一項に規定する一の継続する状態につき介護時間を取得した日から連続する三年の期間の末日（同日が到来する前に当該介護時間に係る要件に該当しないこととなった場合にあっては、その該当しなくなった日）の翌日	三年
第二十九条第一項の通知の文書等の写し	通知した日	三年
第三十二条の承認に関する文書等	承認に係る定めによらなくなった日	三年
第九条第二項の通知の文書等の写し	通知した日	一年
九～二十　（略）		
備考		
一～三　（略）		

人事院は、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）に基づき、人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和五年一月二十日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一九―〇―一六

人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（育児休業法第十二条第一項第五号の人事院規則で定める勤務の形態） **第十九条**　育児休業法第十二条第一項第五号の人事院規則で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態（同項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。 一　勤務時間法第六条第三項の規定の適用を受ける職員　日曜日及び土曜日を週休日（同条第一項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。）とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、四週間ごとの期間（育児短時	（育児休業法第十二条第一項第五号の人事院規則で定める勤務の形態） **第十九条**　育児休業法第十二条第一項第五号の人事院規則で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態（同項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。 一　勤務時間法第六条第三項の規定の適用を受ける職員　日曜日及び土曜日を週休日（同条第一項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。）とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、四週間ごとの期間（育児短時